副

控　訴　状

平成 23 年 12 月 1 日

福岡高等裁判所　御中

控訴人訴訟代理人弁護士　福　田　浩　久

同　木　下　健太郎

同　坂　越　博　子

〒 851-2195　長崎県佐世保市川下町 123 番地 1

控訴人 (第 1 審被告)　長崎県公立大学法人

上記代表者理事長　清　浦　義　廣

〒 850-0032　長崎市[redacted]

福田浩久法律事務所（送達場所）

電話[redacted]　ＦＡＸ[redacted]

上記控訴人訴訟代理人弁護士　福　田　浩　久

同　木　下　健太郎

同　坂　越　博　子

〒 850-0931　長崎市[redacted]

被控訴人 (第 1 審原告)　久木野　憲　司

地位確認等請求控訴事件

訴訟物の価格　8,141,475 円

ちょう用印紙額　66,000 円

上記当事者間の長崎地方裁判所平成 21 年（ワ）第 745 号地位確認等請求事件について，平成 23 年 11 月 30 日言い渡された判決は，一部不服であるから控訴を提起する。

長崎地方裁判所 受付 23.12.-1 午前 時 分 (ワネ)第 36 号

第１　原判決の表示

主　　文

１　原告が，被告に対し，平成 21 年 9 月 15 日付け停職処分の付着しない労働契約上の権利を有することを確認する。

２　被告は，原告に対し，[redacted]円並びにうち[redacted]円に対する平成 21 年 10 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 21 年 11 月 21 日から，うち[redacted]円に対する平成 21 年 12 月 11 日から，うち[redacted]円に対する平成 21 年 12 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 21 年 12 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 1 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 2 月 20 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 3 月 20 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 4 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 5 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 6 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 7 月 1 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 7 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 8 月 21 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 9 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 10 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 11 月 20 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 12 月 11 日から，うち[redacted]円に対する平成 22 年 12 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 23 年 1 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 23 年 2 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 23 年 3 月 19 日から，うち[redacted]円に対する平成 23 年 4 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 23 年 5 月 21 日から，うち[redacted]円に対する平成 23 年 6 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 23 年 7 月 1 日から，うち[redacted]円に対する平成 23 年 7 月 22 日から，うち[redacted]円に対する平成 23 年 8 月 20 日から及びうち[redacted]円対する平成 23 年 9 月 22 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を払え。

３　被告は，原告に対し，280 万円及びこれに対する平成 21 年 10 月 15 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を払え。

４　原告のその余の請求をいずれも棄却する。

５　訴訟費用は，これを 2 分し，その 1 を被告の負担とし，その余を原告の負担とする。

６　この判決は，第 2，3 項に限り，仮に執行することができる。

第２　控訴の趣旨

１　原判決中，控訴人敗訴部分を取り消す。

２　上記取消部分につき，被控訴人の請求を棄却する。

３　訴訟費用は，第 1，2 審とも，被控訴人の負担とする。

平成２３年（ネ）第１１５９号
控訴人　　長崎県公立大学法人
被控訴人　　久木野　憲司

平成２４年１月２０日

福岡高等裁判所第１民事部イ係　御中

控訴人代理人弁護士　福　田　浩　久
同　木　下　健太郎
同　坂　越　博　子

控　訴　理　由　書

第１　原審判決の不当性

１　黙示の承認の認定について

原審判決は，被控訴人が兼業従事許可条件に反して控訴人の勤務時間内にバイオラボの業務（兼業）に従事した日が３８２日（終日欠勤150日及び部分欠勤232日である。以下同じ）あったこと及び本件資料を求める控訴人の職務命令を拒否したことを認めながら，控訴人が，被控訴人に対し，被控訴人の大学教員としての本来の職務に支障を生じさせない限度で，被控訴人が控訴人大学の勤務時間内にバイオラボ事業（兼業）に従事することにつき継続的に黙示の承認をしていたことが認められると判示する。

しかし，原審判決が黙示の承認を認定した根拠は，以下述べるとおり失当であり，黙示の承認など一切なかった。

(1) まず，議論の前提として，再度，控訴人の教員の兼業従事について確認しておく。

控訴人の教員には職務専念義務があり，控訴人における講義その他の大学本来業務に専念すべきは当然であって，そのために，兼業許可という制度を設けて，控訴人の教員が兼業に従事するためには，控訴人から兼業従事許可を受けなければならず，兼業従事許可を受けた場合，当該許可条件にしたがって兼業に従事しなければならないということが，控訴人の規程上定められているのであり，大原則である。

したがって，兼業従事許可条件に違反する行為の黙認があったと評価されるには，明文規定と同等程度以上に客観的に明らかな黙認行為がなければならない。そうでなければ，大学の本来業務への専念を確保するために設けた兼業許可制度は無意味なものとなってしまうからである。

(2) 原審判決は，「バイオラボ事業という最先端の研究施設の用地買収，建物取得，人事管理，資金調達，その他取引先との交渉等の様々な企業立ち上げ時(起業時)の業務を行うに当たって，他の職業人(交渉・取引の相手方等)が休息の時間に入る「勤務時間外(なお，勤務時間については，始業時刻午前９時，終業時刻午後５時５０分との定めがある。)」と「日祝日」にのみ代表取締役としての業務に従事するというのでは，バイオラボの事業を実際に行うことができないのは明らかであった。このように上記許可書に記載された兼業時間帯においてバイオラボ事業を行うことは，現実には不可能であり，バイオラボ事業を実際に行うについては，原告（被控訴人）において勤務時間内に上記事業の業務に従事することが避けられないことは，通常

人であれば容易に理解できることであった。山口事務局長は～支援する旨述べていた。」と判示する。

しかし，兼業の業務内容を兼業会社内でどのように分担するかまでは控訴人において把握しているわけではない。被控訴人は，兼業従事許可条件に従い，勤務時間外（法人化後の振り替えた後の勤務時間外を含む。以下同じ。）で兼業に従事するように兼業（バイオラボ事業）の業務分担を行うべきであったし，控訴人や被控訴人の元事務局長であった山口周一氏(以下「山口元事務局長」という。)も，そのような認識であった（山口元事務局長証人調書 17，18）。

そもそも，どのような事業であっても関係者との交渉，取引等は必要なのであって，原審判決の論理によれば，勤務時間外での兼業従事という兼業従事許可条件を実質的に空文化させ職務専念義務を否定することになり失当である。

また，控訴人の勤務時間外である平日午後５時５０分以降や日祝日には，他の職業人(交渉・取引の相手方等)が休息の時間に入る，という点も，現実の企業活動の実態を無視した非常識な見解である。勤務時間外において，関係者との交渉等を行うことは十分に可能であり，実際に行われていることである。

以上のとおり，常識的に考えれば，兼業従事許可がなされている以上，適切な兼業業務分担の下，兼業従事許可条件である勤務時間外で兼業に従事すべきことは明らかであるから，原審判決が失当であることは明らかである。

(3)　原審判決は，控訴人の関係者が同席の上で行われたバイオラボに関する行事について，被控訴人が勤務時間内に従事していたが，控訴人が注意等を行わなかった，と判示す

る。

しかし，以下のとおり，控訴人は，被控訴人に対し，適切に兼業従事に関する指導を行っている。

① 控訴人の法人化以前の営利企業等従事許可，法人化以後の兼業従事許可いずれにおいても，勤務時間外の兼業従事を前提としており，法人化後は，やむを得ず，勤務時間内に上記団体業務に従事する場合には，勤務時間の振り替え手続が必要であった。控訴人は，許可書を交付する際はもちろん，その他にも機会があるごとに，職員から被控訴人本人に対して，勤務振替手続の必要性や服務関係手続の徹底を行うよう指導してきている。

例えば，原審判決が指摘している平成１７年９月のバイオラボ社中国研究所の起工式に際しても，被控訴人が中国渡航することや兼業従事期間が長く勤務日の振替ができないことが明らかであったため，控訴人職員から被控訴人に対して年次有給休暇の取得を指導し，その際被控訴人は５日間の年次有給休暇を取得している。

② そもそも，兼業従事許可条件に反してやむを得ず勤務時間内に兼業に従事する際には，被控訴人から振替手続を行う義務があったのであり，控訴人において被控訴人の兼業従事状況を逐一確認する義務はなかった。控訴人の他の教員は，兼業従事に関して必要がある場合には勤務時間の振替申請を行っており，控訴人においては振替制度はきちんと適用されている。例えば，教員が県や市町の各種委員会等の委員等の業務に従事したり，医師である教員が勤務時間内において医療機関での医療行為に従事する場合等には，勤務時間の振替申請を行っている。したがって，控訴人は，被控訴人に関しても，当然，兼業が許可条件の範囲

内で行われていると認識して，兼業従事許可を行っていたのである。控訴人が，被控訴人の兼業状況を把握できなかった理由としては，次のような被控訴人の説明もあった。すなわち，被控訴人は，学内の研究室に殆ど不在で内線電話で連絡が取れないことが多いことについては，「実験室や図書館など研究室以外にいることも多いから」と言っており，また，控訴人職員が被控訴人に面会する必要がある場合に所在を尋ねると，被控訴人は，学外にいる場合でも「ちょっと出ている」という趣旨のことを言うことはあっても，バイオラボ社にいるとか，バイオラボの業務に従事しているということを述べたことは一度もなかった。このように，被控訴人は，報告の機会がありながら，兼業の報告を怠っていたのである。

控訴人は被控訴人から，バイオラボ社の経営状況の概要については何度か報告を受けていたが，その際，被控訴人がバイオラボ社の業務の中でどのような具体的行動をしていたかについては報告を受けていない。また，被控訴人から，控訴人に対し，バイオラボ社業務に関して，勤務条件に関する相談等があったということもなかった。この点，被控訴人は，「バイオラボ社の事業を逐次報告していた」として被控訴人本人が受信したメールを証拠書類（甲第２３４～２４０号証）として提出しているが，会社設立の初期段階における被控訴人に対する関係者からの事務連絡等であり，「バイオラボ社の事業を逐次報告していた」ものではない。

③　控訴人が被控訴人の勤務実態の調査を行うこととなったのは，被控訴人が本学の勤務を要する日においてバイオラボ業務により頻繁に中国渡航を行っていたことを平成２０年１２月１０日に県議会から指摘されたことを発端

として被控訴人の兼業従事許可違反の可能性を認識し，控訴人自らが調査を行うことが必要と判断したためである。

控訴人は，上記のような経緯で調査を開始し，被控訴人からの事情聴取や被控訴人に対する資料開示請求を行ったが，被控訴人の申告には事実と異なる部分も多く，資料も十分には開示されなかった。

そのため，被控訴人が振替手続を行っていなかったことが判明した後，控訴人職員は，被控訴人に対して，必要な振替手続がなされていないことにつき注意・警告した。

このように，控訴人は，勤務時間内に兼業に従事する場合には勤務振替手続の必要性の指導・注意をしていた。服務意識の高い県や控訴人が，兼業従事許可条件の遵守・履践を不要とするような説明をしたり，勤務時間内の兼業従事を明示的にも黙示的にも承認したようなことは一切ない。

(4) 原審判決は，控訴人が，バイオラボ事業を支援していたことも黙示の承認を認定する事情の一つとしているようであるが，控訴人が積極的に兼業従事を奨励したことなどない。控訴人の理事や職員は，バイオラボ関連の行事に参加したことがあるが，これは被控訴人から要請があったときに，控訴人教員である被控訴人が関係していることもあって，儀礼的に参加したに過ぎない。バイオラボ事業への関わり方の問題でいえば，被控訴人がバイオラボ社の代表取締役として多額の報酬（多い時には月[redacted]円超）を得て関与することは，まさに営利事業としての活動であるのに対し，控訴人職員らが大学の役職者として要請されて参加することは，大学の対外的・儀礼的な活動として大学業務としての性格を有するものであり，全く性質が異なるものである。奥副学長が長崎県産業振興財団のインキュベー

ションマネージャーと面談したことについても，学内において大学の役職者等として面談したものであり，被控訴人がバイオラボ社の起業後，学外で同社社長としての立場で面談していたのとは全く性質が異なるものである。

そもそも，長崎県や控訴人が大学発ベンチャー創業を推進していたとしても，そのことと，勤務時間内の兼業従事を黙認することとは全く別の問題である。少なくとも，控訴人は，学問の府として，あくまでも控訴人における本業勤務を優先させていたことは当然であり，だからこそ，兼業従事許可条件を付した兼業許可を行っていたのである。原審判決の判断は，あたかも大学が応援した事業であれば，大学の規律違反があっても黙認されると言うがごときであり，失当であることは明らかである。

(5) 原審判決は，控訴人において，規定上は時間労働制であるが，実態として，裁量労働制と同様の運用をしていたと判示する。

しかし，時間労働制か裁量労働制かが問題となるのは，大学教授としての本来の職務に関してであって，本件のように本来の職務ではない兼業への従事は，あくまでも兼業従事許可の範囲内でのみ認められるものであることは明らかであるから，仮に，控訴人において，実態として，裁量労働制と同様の運用をしていたとしても，兼業従事許可条件に影響を及ぼすものではない。

同様に，仮に，控訴人による労働時間管理に不十分な点があったとしても，それは本来の職務に関するものであるから，労働時間管理の不十分さによって，被控訴人の兼業従事許可違反行為が正当化されることはない。

なお，控訴人に対する労働基準監督署の指導は，賃金台帳の整備に関する出退勤時刻の把握等についてのものであ

り，裁量労働制や兼業従事許可に伴う勤務時間内の従事などに関するものではなかった。

(6) 本来業務への支障について

原審判決は，兼業従事によって，本来業務への支障はなかったと判示するが，この点も，以下のとおり失当である。

そもそも，兼業従事許可に違反する勤務時間内の兼業は，大学の本来業務への支障を考えるまでもなく違法であるが，被控訴人は，平成２１年（ヨ）第４９号　賃金仮払仮処分命令申立事件で提出した被控訴人陳述書（乙第１４号証）４ページ（１０行目から）において，「このような長時間の激務ですから，仮に勤務時間を振り替えると言っても振り替える時間帯は深夜くらいしかありません。これまた常識的にはあり得ないことです。」と大学業務に影響が出ることは不可避であることを自認しているのである。

兼業従事により，少なくとも３回は授業を行っていないし（乙第７号証ｐ２３），仮に補講をおこなっていたとしても，兼業従事を理由に受講日時の変更を強いることは学生に不利益を生じさせたということになる。

さらに，被控訴人の研究活動等については，被控訴人の著書，学術論文，学会発表などいわゆる研究活動に関する業績をみると，バイオラボ株式会社の代表取締役へ兼業従事した期間である平成１５年度から平成２０年度の６年間の業績は，教授としての職位を考慮すると非常に少ない。この間の業績を具体的にみると，著書・論文は５編（うち英文１編，他に英和辞典の編集が１編），学会発表は３件である。いずれも共著ないし共同発表であり，しかも筆頭者ではないため，本人が主体的に取り組んだ業績とは考えにくい。なお，平成１６年度および平成１７年度の業績は皆無である。（乙第７３号証）

この点，中国渡航に関する資料によると，平成１６年度と平成１７年度は渡航日数がいずれも３０日を超えている。被控訴人の両年度の業績が皆無であったことから考えると，バイオラボ事業への兼業が，研究業績等の少なさに影響したことは明らかである。

なお，平成１８，１９，２０年度の控訴人の教員評価結果によると，被控訴人の「教育」「研究」「大学運営」「社会貢献」の評価にかかる実績点の合計による看護栄養学部内順位（助教を含む）は，平成１８年度（対象教員数２９名）および平成１９年度（対象教員数３６名）はともに最下位，平成２０年度（対象教員数３９名）は３５位（被控訴人より下位の順位の者は，評価の実績点が上がりにくい助教３名及び新規採用１年目を評価された者）と，これも教授としての職位にふさわしくない順位であった。

このように，バイオラボ事業に兼業をしていた時期の被控訴人の控訴人における教育・研究を含む諸活動は，きわめて低調で，教授としての職責を果たしていると言えるものではなかった。

このほか，被控訴人の３８２日の欠勤日の中には終日欠勤した日が１５０日もあり，これらの中には，授業や実験，学内運営に関する会議等のあった日が多く存したことを考え合わせると，本来業務への支障があったことは明らかである。

（7）また，被控訴人は，以下のとおり，控訴人の勤務時間内に兼業に従事する場合には，勤務時間の振替手続きが必要なことを十分認識していた。

①　被控訴人は，平成２０年の兼業の状況について，「勤務時間の割振り状況報告書」（甲第112，113号証）とし

て，事後的に，かつ，唐突に，報告書の体裁の勤務時間の振り替えに関する書類を控訴人事務局に提出した。

② 被控訴人は，平成２１年１０月９日に長崎県浦上警察署の司法警察員が，被控訴人の「詐欺，地方自治法違反」被疑事件で控訴人大学内の被控訴人の研究室内を家宅捜索した際，「長崎県公立大学法人職員兼業規程（案）」（乙第25号証の７）と営利企業等従事許可申請書（甲第４号証），兼業従事許可書（乙第２５号証の１ないし７）を１つのファイルにセットにして保管していた（乙第２４号証）。このうち当該「兼業規程（案）」は，控訴人の設立日である平成１７年４月１日に開催された第１回教育研究評議会において配布されたものと同じものであることから，被控訴人が，平成１７年４月の控訴人法人化当初から兼業制度について十分に認識していたことは明らかである。

③ 被控訴人は，平成２０年１０月２９日や平成２１年１月８日に控訴人職員が面談した際に，「取締役会が平日にあった場合は，手続きはせずに自分なりに勤務振替を行っていたつもり」といった旨の主張を行っていた（控訴人（被告）準備書面（２）別紙ｐ１，２）が，これは，被控訴人が，控訴人大学の勤務時間内にはバイオラボ事業に従事することができないことを認識していたからに他ならない。

④ 平成２１年１月下旬頃，調査の過程で被控訴人から控訴人に提出された法務省入国管理局の「出帰国記録調査書」（写）（平成１７年度～１９年度分）（乙第２０号証）には，被控訴人自らの筆で，出国日，帰国日の曜日が記

入されているが，これは被控訴人が，自身の中国渡航が本学の勤務を要する日であったか否かを確認するために記入したものであり，被控訴人が土・日以外（の本学の勤務時間中）にバイオラボ事業に従事することが，兼業従事許可の要件に違反することを認識していた証左である。

⑤　控訴人が法人化する前の，被控訴人の身分が長崎県職員だった時代には，営利企業等従事許可（甲第４号証）に基づいて，（法人化後と同様）勤務時間外において承認された兼業に従事することとされていたが，許可に基づく兼業の状況報告書（乙第８号証「調査報告書　別紙資料」中の「研究成果活用兼業状況報告書」）を見ると，被控訴人自身，勤務時間外及び土日にしかバイオラボ事業に勤務していないこととして報告を行っている。これは，被控訴人が，控訴人大学の勤務時間内にはバイオラボ事業に従事することができないことを認識していた証左である。

なお，「研究成果活用兼業状況報告書」は，被控訴人が兼業を許可条件の範囲内で行っているように装った内容であったため，控訴人は，被控訴人が，適正に兼業業務に従事しているものと認識するに至ったものである。

(8)　原審判決は，被控訴人には控訴人における職務専念義務があること，被控訴人の兼業従事は控訴人の勤務時間外ということで許可されたものであり，やむを得ず勤務時間内に兼業に従事する場合には勤務時間の振替申請が必要であることを認めた上で，被控訴人の 382 日にも及ぶ勤務時間内の兼業従事の存在や兼業状況調査のための職務命令違反

行為を認めているにもかかわらず，この明白で客観的な兼業従事許可条件違反行為や職務命令違反行為についてはその重大性や問題点を吟味することなく，控訴人の黙示の承認という曖昧・不明確で主観的・評価的な事由だけを理由に本件懲戒処分の有効性を判断しており，その判断は極めて不当・不十分と言わざるを得ない。

2　懲戒処分の有効性判断について

本件判決は，何ら理由を示すことなく，「全部無効であり，その一部が有効であると解する余地はない。」と判示しており，この点の判断も不当である。

(1)　懲戒処分の有効性判断については，仮に，当該懲戒事由に対する関係で処分が重いと判断される場合であっても，当該懲戒事由との関係で相当と判断できる部分については有効とすることが，特に教育機関等の公益的性格を有する機関における規律維持の必要性の観点からは妥当である。控訴人においては，就業規則上1日以上6月以内の範囲での停職処分を科すことができるのであり，かつ，この停職期間が一つの処分として不可分なものであり一部無効は認められないと解する余地もないから，理論上も，停職期間の一部無効と判断することに何ら問題はない。

(2)　裁判例においても，6か月の懲戒休職につき，3か月の限度で有効としたものがある（岩手県交通事件，盛岡地一関支判平成8年4月17日，労判703号71頁）。

3　被控訴人の損害について

(1)　慰謝料について

原審判決は，「本件懲戒処分により～２００万円と認めるのが相当である。」と判示するが，具体的な被侵害利益の内容や違法性の程度その他損害額を認定する事情について，全く示されていない。

控訴人による本件懲戒処分は適法・有効であるから，そもそも不法行為に該当しない。また，控訴人が行った会見は，教育機関としての説明責任から行ったものであるし，内容も正確に説明している。マスコミによる報道の内容についてはマスコミが行ったもので控訴人が責任を負うものではない上，マスコミ報道による被控訴人への影響はバイオラボ社の破綻，県議会・市議会の百条委員会や刑事手続等の報道によるところが大きいのであり，そもそも本件懲戒処分に関する報道とは関係がない。

以上のとおり，控訴人の被控訴人に対する不法行為は存しないのであるから，原審判決は失当である。

(2)　弁護士費用について

前述のとおり，控訴人に不法行為はない以上，被控訴人からの弁護士費用請求も認められない。

第２　本件懲戒処分が適法・有効であること

１　実体面

(1)　被控訴人の無断欠勤が重大な懲戒事由であること

①　被控訴人は，兼業従事許可条件に違反して勤務時間内に合計 382 日間にも亘りバイオラボ社の業務に従事した。被控訴人の同行為が控訴人の就業規則第 33 条に違反するこ

とは明らかである。そして，合計 382 日間にも及ぶ無断欠勤が重大な懲戒事由であることは明らかである。しかも，このように，被控訴人が合計 382 日にも及ぶ無断欠勤を続けてバイオラボ社の業務にのめり込んでいったのは，ひとえに自らが経済的利益や名誉を得ることが目的だったもので，教育，研究等の大学での本分を疎かにしてバイオラボ社での営利活動を優先した結果なのであり，被控訴人の規律違反の程度は著しいといえる。

② 黙示の承認はないこと

前述のとおり，控訴人は，黙示の承認をしたことは一切ない。

黙示の承認が，いわゆる労使慣行として法的効力を有するためには，当該事項について決定権限を有する管理者が当該慣行を規範として意識し，それに従ってきたことを要する（東京地判昭 63・2・24 等）。

本件では，兼業従事許可について決定権限を有するのは控訴人理事長であるところ，控訴人理事長はもとよりその他の控訴人職員も，被控訴人の兼業従事許可違反行為を黙認等したことは一切ないのであるから，上記の労使慣行があったとはいえず，本件懲戒処分が相当・有効であることは明らかである。

(2) 大学業務への支障について

前述のとおり，被控訴人は，兼業従事によって，被控訴人の大学業務に影響が出ることは不可避であることを自認していたし，実際に大学業務に支障があった。

(3) 無断欠勤に対しては厳しい懲戒処分が下されるというのが社会通念であり，多日数の無断欠勤等があれば懲戒解雇

も有効として認められている裁判例も多数存在する。本件における382日という被控訴人の無断欠勤日数は，通常では考えられない程度に至っており，雇用契約上の重大な義務違反であるから，本来ならば懲戒解雇相当ともいえる事案であるから，懲戒解雇によって完全に教授の地位を失うわけではなく一時的な停職にとどまる本件の停職6か月の処分が相当なものであることは明らかである。

この点，民間企業における懲戒事例等も考慮して作成されている人事院事務総長発の「懲戒処分の指針について」(乙第47号証)によれば，一般服務関係の欠勤については，「正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は，免職又は停職とする」とされており，被控訴人の無断欠勤もこれに該当するから，同基準からすれば，被控訴人に対する停職6か月という本件懲戒処分は，むしろ軽い処分と言える。

(4)　職務命令違反

被控訴人は，控訴人から兼業従事許可を与えられた者として，自身の兼業の実態を明らかにする義務があった。また，バイオラボ社における兼業従事の実態について，最もよく知るのは被控訴人本人であるし，バイオラボ社社長である被控訴人は，関係書類についても自ら提示しようと思えば可能だった。にもかかわらず，実態の解明のための手続を拒否し，控訴人の記録等の提出の要求等にも一切応じなかった被控訴人の職務命令違反も重大な懲戒事由である。

(5)　以上のとおり，被控訴人は，自ら兼業従事許可申請を行い，それに対する兼業従事許可を受けていながら，兼業従事許可違反行為を反復・日常化させ，さらに，兼業従事許

可者である控訴人からの兼業従事状況報告の職務命令を合理的な理由もなく拒否したのであり，このような被控訴人の懲戒事由は重大なものであるから，本件処分は相当であり，本件懲戒処分には，何ら違法性はない。

2　手続面

以下のとおり，本件懲戒処分に関する手続は，控訴人の諸規程に基づいて適法・有効に行われている。

(1)　控訴人の懲戒処分規程において，懲戒処分を行う場合の各種手続が規定されているのは，懲戒処分にあたっては慎重に事実について調査し，不利益を受ける被懲戒者の弁明等も聴取した上で懲戒処分を行うという趣旨にある。

(2)　このうち，懲戒処分規程第4条が定めている「事実確認等の調査」は，まさに事実調査のことであり，事実の評価等について議論するものではない。また，調査対象教員からの事情聴取は，事実確認等の一環として当該対象者からも事情を聞くものであり，当該対象者による弁明については，別途，懲戒処分規程第6条第3項において定められている。

このように，懲戒手続は，事実調査(事情聴取)と弁明との別々の手続によって構成されている。

(3)　調査委員会について

①　被控訴人に対する調査事項の告知がなされていたことについて

控訴人懲戒規程に基づいて設置された調査委員会は，被控訴人から必要な事情聴取を行った。控訴人は，被控訴人

からの事情聴取に際し，被控訴人本人に対して，事前に，兼業従事許可等に関する事実確認を行う旨を通知する文書（甲第92号証）を手渡し，事情聴取について通知した。

また，控訴人は，被控訴人に対し，平成21年5月15日以降，兼業規程に基づく職務命令として，被控訴人の勤務実態について正確に把握する必要があるためと明示し，提出を求める記録等も具体的に列挙した上で，再三にわたって当該記録等の提出を要求した。これによって，被控訴人は，控訴人が被控訴人の兼業従事状況を正確に把握しようと調査していることを十分に認識できたはずであり，かつ準備する時間的余裕もあったが，被控訴人はこの職務命令に従わず，記録の提出を行わなかった。このように，被控訴人は，事情聴取における確認事項を十分に理解できていたはずである。

実際，被控訴人は，調査委員会の調査に対し，事実関係について必要な説明をし（乙第3号証），特に事実関係についてさらに追加的に主張したいとの要望等は無かったし，後日，説明した事実関係についての訂正の要求等もなかった。

また，被控訴人は，平成２１年９月１日の調査委員会の事情聴取に出席した後，「調査委員会委員の中には，自らが調査すべき事実，論点・争点が何であるかを知らない委員もいたことが顕著であり，事情聴取後に，原告自身が，該当する委員に関係資料を送付・提供」（被控訴人訴状　第２　１（２）オ）している。このことからも，被控訴人が，控訴人から被控訴人に交付した文書によって調査委員会が調査すべき事実や本件処分に係る論点・争点が何であるかを十分に理解していたことがわかる。

さらに，被控訴人は，懲戒処分を受けることを想定して，懲戒処分に先立つ早い時期から代理人弁護士として2名

の弁護士に委任し（木佐弁護士は平成２１年３月２３日，北爪弁護士は同年４月１日），控訴人からの記録等の提出の職務命令に従わず，懲戒処分を回避しようとする言動を取り続けていたことや，控訴人職員との電話のやり取りにおいて，控訴人職員が欠勤情報は適法に入手した旨を説明したのに対し，被控訴人が，即座に，破産管財人しか欠勤に関する情報は持っていないはずであるから，破産管財人に確認すると言っている（乙第２２号証）ことからも，被控訴人は，問題とされている自らの非違行為の具体的内容を十分に理解していたことは明らかである。

被控訴人は，懲戒処分の対象となっている欠勤について調査し，言い分を準備するのに数か月はかかると思うと述べているが，上記のとおり，その時間は十分にあったのである。

② 調査委員会の準備状況について

調査委員会は，平成２１年９月１日時点までに，

i 被控訴人から提出された「出帰国記録調査書」

ii 長崎市議会のいわゆる百条委員会報告書

iii バイオラボ社資料

により，被控訴人の勤務時間内の兼業従事等の非違行為についてほぼ全容を把握していた。

③ 調査内容について

調査委員会では，上記のような資料に基づく調査や検討，対応協議等を重ねた上で，平成２１年９月７日，調査委員会の委員全員が，被控訴人のバイオラボ業務への従事状況とその問題点を十分に把握したうえで調査報告書を作成した。

控訴人調査委員会委員らは，客観的な資料によって確

認・把握できているもの等以外の事実確認を中心に必要な質問を行った。例えば，振り替え申請手続の不備のように客観的な証拠に基づいて認定できる事実は，あえて被控訴人に聞く必要はなく，客観的資料だけからでは必ずしも実体が把握しにくい勤務時間中の兼業状況等に重点をおいて事情聴取をした（乙第３号証）。

(4)　弁明手続について

①　弁明手続に関する告知

控訴人は，弁明手続に先だって，被控訴人に対し，平成２１年９月２日，控訴人職員２名が被控訴人の研究室を訪れ，「９月９日か９月１０日に本件に係る被控訴人の弁明の機会を設定したい。正式には９月７日に文書で通知する」旨を口頭で伝達したところ，被控訴人もそれを了解し，そのうえで念のためメールでも送付するよう控訴人職員に求めたため，控訴人職員は，同日１９時４４分に被控訴人に対してメールの送信を行った（乙第15号証）。

その後，控訴人は，平成２１年９月７日付けで弁明機会の付与の通知（甲第９４号証）を交付しており，同通知の中で，「貴殿の兼業従事許可違反及び職務命令違反に対する懲戒の要否」として２つの懲戒事由を明示していた。

なお，弁明手続においては，懲戒処分の対象となった行為，その他の事実の簡明な指摘と処分根拠となった法条を引用すれば必要にしてかつ十分なものである。

②　教育研究評議会

教育研究評議会は，教学に関する事項，教員の人事に関する事項等を審議する機関であり，懲戒規程等に基づき懲戒に関する権限も有する。平成２１年９月７日に開催され

た平成２１年度第１０回教育研究評議会においては，出席した評議会委員全員に調査報告書（乙第８号証）が配布され，１１０分間にわたり詳細な説明がなされた。

その後，同月１０日に開催された平成２１年度第１１回教育研究評議会は，全委員出席のもと，被控訴人の弁明を聞いたうえで，弁明の際に被控訴人が提出した弁明書も委員全員に配布している。

同日午後，引き続いて開催された平成２１年度第１２回教育研究評議会においては，委員全員が，

ｉ　調査報告書の内容

ii　被控訴人の弁明及び弁明書の内容

を十分検討・理解したうえで被控訴人の処分の要否等について審議し，調査委員会の報告書や被控訴人の弁明，人事院の処分の指針等を把握・考慮した上で，懲戒処分の必要性ありとの判断がなされた。

③　弁明の方法

弁明は，書面または口頭により与えることと規定されている（甲第２号証，第６条第３項）。

本件では，被控訴人本人による口頭の弁明及び被控訴人から提出された弁明書（甲第95号証）の双方による弁明がなされた。被控訴人は，控訴人が弁明のために約１時間程度の弁明の時間を与えていたのに対し，約35分間で弁明を打ち切った。

④　教育研究評議会の結果については，同評議会議長である控訴人学長より，任命権者である控訴人理事長に報告がなされた。そして，控訴人理事長においても，報告書等の各種資料等を確認・検討した上で，本件懲戒処分を決定した。

⑤　以上のとおり，被控訴人は，本件懲戒手続において，実質的にも手続的にも弁明の機会を十分に与えられており，本件処分の手続には何ら瑕疵はない。

(5)　なお，本件懲戒手続においては，被控訴人控訴人双方の代理人弁護士は同席していないが，懲戒手続は学内規程に基づく大学内部の問題であり，大学の自治の観点から第三者の参加がない状態で自律的に行われるべきことから，第三者である代理人の出席は予定されておらず，かつ，事実確認が目的である事情聴取に弁護士を同席させる手続上の必要性はなく，また，懲戒処分に不服がある場合には，最終的には，裁判上の手続によって不服申立を行うことになるのであり，何ら被控訴人の権利を侵害するものではない。

(6)　以上のとおり，本件懲戒処分は手続き的にも何ら違法なものではない。

3　結論

以上のとおり，本件懲戒手続は，実体面でも手続面でも何ら違法な点はなく，本件懲戒処分は適法・有効である。

第3　結論

以上のとおり，被控訴人の請求は理由がないから棄却されるべきである。

以　上